

千葉県理学療法士等修学資金貸付条例施行規則

昭和五十八年三月十六日
規則第八号改正 平成三年三月七日規則第一二号 平成九年三月三十一日規則第二九号
平成一一年一二月二八日規則第八九号

千葉県理学療法士等修学資金貸付条例施行規則

題名改正〔平成三年規則一二号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三年規則一二号〕

(申請手続)

第二条 条例第五条第一項の規定による修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類（条例第二条各号に規定する学校又は養成施設の第一学年に在学する者にあつては、第三号に掲げる書類を除く。）を添えて提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 健康診断書
- 三 学業成績証明書
- 四 在学証明書

(連帯保証人)

第三条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付決定取消事由等の届出)

第四条 借受人は、次の各号の一に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 辞退するとき。 辞退届（別記第三号様式）
 - 二 退学するとき。 退学届（別記第四号様式）
 - 三 休学するとき。 休学届（別記第五号様式）
 - 四 停学になるとき。 停学届（別記第六号様式）
 - 五 長期欠席するとき。 長期欠席届（別記第七号様式）
- 2 前項第三号から第五号までの規定による届出をした者が復学したときは、直ちに復学届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署のうえ、借受人死亡届（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第五条 条例第八条の規定により、修学資金の返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

(業務従事期間の計算)

第六条 条例第八条第一項に規定する業務従事期間の計算は、月数による。

(債務免除の計算方法)

第七条 条例第八条第二項第一号の規定により、免除することができる返還の債務の額は、県内における業務従事期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第六条第二項の規定により、修学資金の貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間で除して得た数値を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

2 前条の規定は、条例第八条第二項第一号の業務従事期間の計算について準用する。

(返還猶予の申請)

第八条 条例第九条の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第九条 条例第十条第二項の規定により、延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第十条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(免許取得届の提出)

第十一条 借受人は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士(以下「診療放射線技師等」という。)の免許を取得したときは、直ちに免許取得届(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成三年規則一二号〕

(就業届等の提出)

第十二条 借受人は、診療放射線技師等の業務に従事したときは、直ちに就業届(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成三年規則一二号〕

(退職(転出)届の提出)

第十三条 借受人は、退職し、又は転出したときは、直ちに退職(転出)届(別記第十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十四条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日現在の現況報告書(別記第十八号様式)を知事に提出しなければならない。

(氏名変更届等の提出)

第十五条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名(住所)変更届(別記第十九号様式)を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の連署)

第十六条 借受人は、第二条、第三条及び第十条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署のうえ、提出しなければならない。

(点字による申請等)

第十七条 第二条から第五条まで及び第八条から前条までの規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三年三月七日規則第十二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式
(第二条)
一部改正〔平成3年規則12号〕

第二号様式
(第三条第二項)

第三号様式
(第四条第一項第一号)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第四号様式
(第四条第一項第二号)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第五号様式
(第四条第一項第三号)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第六号様式
(第四条第一項第四号)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第七号様式
(第四条第一項第五号)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第八号様式
(第四条第二項)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第九号様式
(第四条第三項)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十号様式
(第五条)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十一号様式
(第八条)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十二号様式
(第九条)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十三号様式
(第十条)

第十四号様式
(第十一条)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十五号様式
(第十二条第一項)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十六号様式
(第十二条第二項)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十七号様式
(第十三条)
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十八号様式

(第十四条)

一部改正〔平成11年規則89号〕

第十九号様式

(第十五条)

一部改正〔平成11年規則89号〕